

令和3年11月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,044
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 481,525
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区		選挙区		選挙区	
下田市・賀茂郡	18,063	富士市	69,555	掛川市	31,356
伊東市	19,915	富士宮市	36,424	袋井市・森町	28,053
熱海市	10,742	静岡市葵区	70,808	磐田市	45,180
伊豆市	8,721	静岡市駿河区	58,433	浜松市中区	64,587
伊豆の国市	13,533	静岡市清水区	66,213	浜松市東区	35,365
函南町	10,603	焼津市	37,982	浜松市西区	29,725
三島市	30,445	藤枝市	40,086	浜松市南区	27,666
清水町・長泉町	20,395	牧之原市・吉田町	19,877	浜松市北区	25,605
裾野市	14,042	島田市・川根本町	29,014	浜松市浜北区	26,644
御殿場市・小山町	28,804	御前崎市	8,667	浜松市天竜区	8,045
沼津市	54,667	菊川市	12,399	湖西市	15,794